

食安検発1225第1号

平成21年12月25日

各検疫所長 殿

食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長

(公 印 省 略)

次期A i r-N A C C S及び輸入食品監視支援システム (F A I N S)
総合運転試験に伴う対応について

今般、平成22年2月末より府省共通ポータル稼働とA i r - N A C C S及びF A I N S更改に伴い、次期A i r - N A C C S利用者（以下「利用者」という。）を対象とする総合運転試験が実施されるため、F A I N Sについても、その対応について別紙のとおり行うこととしますので、検疫所においては十分に留意の上、総合運転試験の実施にご協力をお願いします。

1. 総合運転試験の目的

府省共通ポータルと Air-NACCS の接続及び次期 FAINS 稼働時を想定し、試験的に稼働後のシステム環境を利用者に提供することにより、各府省委システムの業務等が適切に実施できることを利用者自ら確認することを目的とする。

2. 総合運転実施日

平成22年2月2日(火)～4日(木)

※詳細は別添「総合運転試験実施要領(フェーズⅢ)」の補足 関連省庁システム業務(輸入業務編)」の「3. 実施日程」を参照のこと

3. 試験参加者

各検疫所食品担当課(支所、分室含む。)、検査担当課

4. 準備及び内容

- (1) 総合運転試験実施要領(FAINS編)(仮称)を参照の上、本総合運転試験対応のための準備を行うこと。(総合運転試験実施要領(FAINS編)(仮称)については、後日追って連絡することとする。)
- (2) 試験届出受付時間中に送信された届出については、すべて当日17:00までに審査終了処理を行うこと。ただし、4日は12:00までとする。
- (3) 試験送信された届出のうち各検疫所で任意に抽出し、下記の①から⑤を実施すること。抽出については、少なくとも各検疫所において10件以上とすること。なお、⑤については、通関業者ごとに1件ずつ実施することが望ましい。
 - ①検査命令書、連絡書の送信
 - ②各検疫所食品監視課において検査台帳、収去証、検体送付表を作成、出力すること。
 - ③②を実施した食品監視課は下記対照表に基づき検査担当課に連絡する。連絡を受けた検査担当課は結果を入力し食品監視課に連絡すること。
 - ④検査担当課から連絡を受けた食品監視課において検査結果通知書を作成、出力すること。
 - ⑤検査結果通知書について、通関業者に出力できることを確認させる。

(対照表)

仙台、仙台空港、成田空港→成田空港検疫所検査課
東京、東京2課、千葉、東京空港、川崎→東京検疫所検査課
小樽、千歳空港、横浜→横浜検査センター
名古屋、清水、中部空港、四日市→名古屋検疫所検査課
大阪、新潟、→大阪検疫所検査課
神戸、神戸2課→神戸検査センター

(別紙)

関西空港、広島、広島空港、境出→関西空港検疫所検査課
福岡、門司、下関、福岡空港、長崎、鹿児島→福岡検疫所検査課
那覇、那覇空港→関西空港検疫所検査課

5. 留意事項

- (1) 実際の届出ではないので試験に支障のない入力内容の誤りを指摘しないこと。
- (2) 試験届出が全く行われない窓口においては、適宜通関業者に依頼し試験届出を受けけること。
- (3) 利用者の対応及び処理中に不足の事態が生じた場合には、速やかに横浜検疫所輸入食品中央情報管理官に各検疫所から連絡し指示を仰ぐこと。

総合運転試験実施要領(フェーズⅢ)

1. 目的

- (1) 現行Air-NACCSから次期Air-NACCSに移行したデータ(以下「移行データ」という)を使用して、利用者が次期Air-NACCS稼働後の運用実態と同等の環境において移行データによる業務(後続業務を含む。)が正常に行えることの確認を行います。
- (2) また、移行データの他、本フェーズ期間中に現行Air-NACCSを利用して行う業務について、次期Air-NACCSにおいても現行と同一のデータ入力(以下「生データ」という。)を行い、業務が正常に行えることの確認を行います。
- (3) 日報・月報等、本フェーズの実日で作成されるべき管理資料情報の作成を行います。各利用者において、管理資料情報と各利用者が入力したデータとの対査確認を行います。
- (4) 関連省庁システムと接続し、接続したシステムとの間で連携して行われる関連省庁業務の機能確認及び習熟訓練を行います。

2. 対象者と対象業務

(1) 対象者 全利用者

(2) 対象業務 次の業務を除く全業務

- ① 「利用者情報登録(URY)業務」等
- ② MPN関連業務
- ③ 手数料電子納付業務

(注) 詳しくは、別紙1「総合運転試験業務可否一覧」を参照してください。

なお、関連省庁システムとの連動に係る業務については、「次期Air-NACCS運用上の留意点(輸出入業務編)」及び「次期Air-NACCS運用上の留意点(入出港業務編)」を参照してください。

3. 実施日程:平成22年1月25日(月)から2月5日(金)までの12日間(土日を含む)

実施日	1月25日(月)	1月26日(火)～2月4日(木)	2月5日(金)
実施時間	10:00～24:00	03:00～24:00	03:00～19:00
システム日付	実施日と同じ		
システム時刻	実施時間と同じ		

※本フェーズ期間中における税関開庁時間は実運用と同様とします。

※システムによるメンテナンスのため、各日00:00～翌03:00は試験実施不可とします。

※関連省庁システムとの接続期間については、「次期Air-NACCS運用上の留意点(輸出入業務編)」及び「次期Air-NACCS運用上の留意点(入出港業務編)」を参照して

ください。

4. 移行データに係る後続業務の確認

本フェーズの開始に先立ち、現行Air-NACCSのデータを次期Air-NACCSに移行いたしますが、本フェーズにおいて当該移行データの後続処理が正常に動作するか確認を行います。移行を実施する現行Air-NACCSのデータは以下の内容となります。

オンライン情報:平成22年1月23日(土) 22:00時点のデータ

管理資料作成用情報:平成22年1月24日(日) 00:00時点のデータ

注1:輸入申告事項登録データ、輸出申告事項登録データ等の一部データは移行しませんのでご注意ください。なお、移行できないデータについては、「別紙4 現行システムから新システムへのデータ移行について」を参照してください。

注2:オンライン情報と管理資料作成用情報の移行時間に間があるため、移行データに差分が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

移行データの後続業務の動作確認は、移行を行ったデータについて現行Air-NACCSで行った業務処理を、次期Air-NACCSにおいても並行して入力いただき、現行と次期の処理を比較することにより行います。

5. 生データによる業務確認

生データによる業務確認については、関係者間において対象とする航空機を選定のうえ、現行Air-NACCSへの業務入力と同様の入力を次期Air-NACCSにおいても順次実施いただくことにより、業務処理が正常に動作するか確認を行います。従いまして、上流の業種のご利用者がデータ入力を行ったにも関わらず、次のご利用者が後続業務を行わなかった場合、更にもその次のご利用者が業務処理を行えなくなりますので、関係者の間で十分な意思疎通を図っていただくことが重要となります。ご利用者は、適宜「輸入貨物情報照会(IAW)」及び「輸出貨物情報照会(IGS)」業務等を利用し、貨物の状況を確認等いただきながら、必要なタイミングで業務入力を行うようお願いいたします。具体的には以下の要領で実施いただくようお願いいたします。

(1) 輸入貨物

平成22年1月25日(月)から2月5日(金)までの間に、各空港で積卸しされる輸入貨物等に係る業務処理を実施するご利用者は、次の区分で現行業務と並行して次期Air-NACCSにおいても生データによる入力を可能な限り行ってください。

① 輸入者

関係者間で取り決めた、各空港に到着する対象航空機及の輸入貨物を確認し、「輸入指示書情報登録(IIR)」業務を実施してください。

② 航空会社

関係者間で取り決めた、各空港に到着する対象航空機の輸入貨物等に関して、

「AWB予備情報登録(AAW)」及び「積荷目録事前報告(ADM)」業務を実施し、保税蔵置場における「貨物確認情報終了登録(EPK)」業務が実施されたことを確認した後「AWB情報終了登録(EAW)」業務を実施してください。

③ 混載業者

関係者間で取り決めた、対象航空便の輸入貨物に関して、「HAWB情報登録(HCH)」業務等を実施してください。また、スプリット貨物の取り扱いなどを確認してください。

④ 保税蔵置場

関係者間で取り決めた、対象航空便の輸入貨物のうち、保税蔵置場に搬入待ちとなっている貨物について、「混載貨物確認情報登録(HPK)」業務等を実施し、通関業者において「輸入申告(IDC)」業務後、輸入許可となった貨物について、「搬出確認登録(OUT)」業務を実施してください。

⑤ 通関業者

関係者間で取り決めた、対象輸入貨物のうち、輸入通関待ちとなっている貨物について「輸入申告(IDC)」業務等を実施してください。

なお、総括編でもご案内いたしましたが、総合運転試験期間中は、輸入申告等に係る納付方法としての「リアルタイム口座振替方式(ダイレクト方式)」及び「MPN利用納付」は利用不可となっておりますのでご注意ください。

(2) 輸出貨物

平成22年1月25日(月)から2月5日(金)までの間に、各空港において搭載する輸出貨物等に係る業務処理を実施するご利用者は、次の区分で現行業務と並行して次期Air-NACCSにおいても生データによる入力を可能な限り行ってください。

① 輸出者

関係者間で取り決めた、対象となる輸出貨物の情報を確認して「S/I情報登録(EIR)」業務及び「インボイス・パッキングリスト情報登録(IVA)」業務を実施してください。

② 保税蔵置場、航空貨物代理店

関係者間で取り決めた、対象となる輸出貨物の情報を確認して「輸出貨物情報登録(CDB)」業務等を実施後、保税地域に搬入され、「輸出申告(EDC)」業務後、輸出許可となった貨物について、「搬出確認登録(EXA)」業務等を実施してください。

③ 通関業者

関係者間で取り決めた、対象となる輸出貨物の情報を確認して「輸出申告(EDC)」業務等を実施してください。

④ 混載業者

関係者間で取り決めた、対象となる輸出貨物の情報を確認して「混載仕立情報登録(HDF)」業務を実施してください。

⑤ 航空会社

関係者間で取り決めた、対象となる輸出貨物のうち搭載待ちとなっている貨物について「搭載完了終了登録(CLE)」業務等を順次実施してください。

6. 自社データによる業務確認

本フェーズ期間中、生データがない場合には、ご利用者が過去に取り扱ったデータ(自社データ)を使用して業務処理の確認及び習熟訓練を実施してください。

7. 業務確認における留意事項

(1) 各種照会業務等

移行データ、生データ及び自社データで登録した業務については、各種照会業務、再出力業務を行うことが可能となっています。

(2) 税関による審査終了等業務

本フェーズ期間中は、税関による審査終了等業務が実施されます。税関における具体的運用は、以下のとおりとなります。

- ① 税関が審査終了等の業務を行う時間は、各日とも午前11時から午後3時の間を予定しています(ただし、官署ごとに対応が異なることがあります。)。このため、午前中に輸出入申告等の業務を実施しても、すぐに審査終了等されない場合や、輸出入申告等が実施された時間帯によっては、審査終了等が翌日になる場合もあります。
- ② 税関の対応時間外における審査終了等の業務は基本的に行われません。ただし、特通部門がある官署等、各関の実情により審査終了等が行われる場合もあります。
- ③ 2月5日(金)15時以降の輸出入申告等に係る税関の審査終了等は、原則として実施されませんのでご注意ください。
- ④ 導流確認試験において貨物連携の処理を確認するため等、時機に応じた税関による対応が必要となる場合は、管轄税関の担当部門にあらかじめご相談ください。

[留意事項]

各利用者の業務処理において、税関の許可・承認及び確認等の入力が必要な場合で本実施要領に記載がないものについては、税関担当部門に相談してください。

(3) 税関開庁時間外関連業務

本フェーズ期間中、税関開庁時間は現在の実運用と同様として設定してあります。従いまして、税関の開庁時間外に執務要請届が必要となる業務を実施する場合には、必ず開庁時間内に「時間外執務要請届(OSA)」業務を実施してください。

8. 関連省庁システム業務

関連省庁システム業務に係る試験実施要領については、別途お知らせします。

※「関連省庁システム業務」とは、次の業務となります。

【通関関係業務】

- ・次期輸入食品監視支援システム(新FAINS)
- ・貿易管理サブシステム
- ・植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)
- ・動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)

【入出港関係業務】

- ・空港SW関係業務
- ・入国管理局関係手続業務
- ・検疫関係手続業務

9. 管理資料の検証

本フェーズ期間中に実施した業務に基づき、逐次管理資料が作成されますので、管理資料を取り出し、管理資料の内容と入力したデータとの対照確認を行ってください。

作成される管理資料名と配信スケジュールについては、「別紙2 管理資料一覧表」を参照してください。

なお、随時報については、随時報依頼情報登録・変更業務で依頼情報を登録することにより、作成することが可能です。

10. フェーズⅢにおけるシステム環境

基本的には、平成22年1月23日(土)22:00時点の現行Air-NACCSに登録されている情報を移行のうえ設定します。なお、入力にあたっては以下の点についてご留意ください。

(1) 為替等換算レート

本フェーズ期間中に適用する為替等換算レートは、試験当日に適用される為替等換算レートを設定いたします。期間中の木曜日、金曜日及び土曜日は、翌週レートも使用可能となります。

(2) 適用税番・税率

適用税番・税率は、平成22年1月1日(金)時点の情報を設定します。

(3) 輸出入者コード

次期Air-NACCSから輸出入者コードは12桁となります。従来のJASTPROコード(12桁になります。)に加え、税関発給コードも利用可能となります。なお、JASTPROコード及び税関発給コードともに、次期NACCS掲示板(航空)経由府省共通ポータルホームページにおいて確認できます。

また、フェーズ期間中は、特例輸入者、特定輸出者のダミーとして「P005A5550000」

を登録しています。

(4) 関税等納付専用口座

総合運転試験では、現行Air-NACCSで使用している口座及び共用のダミー口座のいずれかをご利用いただけます。各口座の概要は次のとおりとなります。

① 現行Air-NACCS口座

平成22年1月23日(土)22:00時点で使用可能となっている口座を利用可能となるよう設定します。

なお、口座残高は、ダミー金額として一律9,999,999,999,999円を設定します。

② 全通関業者共用のダミー口座

本フェーズ期間中、架空の輸入者(輸入者コード:P005A5550000)のダミー口座をシステム参加の銀行支店ごとに1口座設定します。

なお、口座残高は、ダミー金額として一律9,999,999,999,999円を設定します。ダミー口座の口座番号につきましては、「別紙3 関税等納付専用口座一覧表」を参照してください。

③ 口座残高

本フェーズ期間中、口座残高は毎日初期値として9,999,999,999,999円を設定します。

④ 口座使用可能時間帯

本フェーズ期間中の口座使用可能時間は実運用時間と同様、グループ毎に以下の時間になります。

グループ	使用可能時間帯	【参考】実運用時の設定
A	月曜日～金曜日 8:30～19:00 土曜日 8:30～15:00 日曜日 利用不可	休日(1/2,3含む) 利用不可
B	月曜日～土曜日 8:30～21:00 日曜日 利用不可	休日(1/2,3含む) 利用不可
C	8:30～21:00	1/1～1/3及び5/3～5/5 利用不可
D	6:00～21:00	1/1～1/3及び5/3～5/5 利用不可
E	8:30～21:00	
F	6:00～21:00	

(5) 据置担保

総合運転試験では、現行Air-NACCSで使用している担保又は共用のダミー据置担保のいずれかをご利用いただけます。各担保の概要は次のとおりとなります。

① 現行Air-NACCSで使用中の担保

平成22年1月23日(土)22:00時点で使用可能となっている担保情報を移行のうえ、設定します。

なお、担保残高は平成22年1月23日(土)22:00時点における現行Air-NACCSでの担保残高を設定します。

注:本フェーズ期間中、担保残高は試験開始日に初期設定した金額(平成22年1月23日(土)22:00時点における現行Air-NACCSでの担保残高)から継続利用いただくこととなります(各日毎に初期値に戻すことはいたしません。)。また、総合運転試験中は口座の積み増しをタイムリーに行わないため、金額不足により使用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

② 全通関業者共用のダミー担保

本フェーズ期間中、全官署で使用可能な担保として、架空の輸入者(輸入者コード:P005A5550000)に係るダミー用の据置担保(一括)を設定します(提供原因はHEN/KEN/BPS/17M/TEN/19Gの設定となります)。

担保登録番号は、「1AP000001」で、輸入者コードは「P005A5550000」を設定します。

なお、担保金額はダミー金額として試験開始日に初期設定として一律9,999,999,999,999円を設定します。

注:本フェーズ期間中、担保残高は試験開始日に初期設定した金額(9,999,999,999,999円)から継続利用いただくこととなります(各日毎に初期値に戻すことはいたしません。)。

(6) 本フェーズ期間中のデータ保存について

本フェーズ期間においては、試験開始日(平成22年1月25日)にシステムを初期状態に設定しますが、当該初期設定の情報は試験最終日まで継続利用を行っていただくこととなります。

また、本フェーズ期間中に入力したデータのうち、オンライン保存期間が経過し削除対象となったデータについては削除処理を実施しますのでご注意ください。

(7) 利用者情報(システム設定情報)

システム設定情報調査の回答に基づき、システムに利用者情報を設定していますので、回答どおりに設定されているかどうかの確認を行ってください。

変更がある場合の取扱いについては、「総合運転試験実施要領(総括編) 13. システム設定情報の変更について」を参照してください。

総合運転試験実施要領（フェーズⅢ）補足 関連省庁システム業務（輸出入業務編）

1. 概要

総合運転試験フェーズⅢは、平成22年1月25日（月）～2月5日（金）の12日間実施されますが、当該フェーズⅢにおいては関連省庁システムの業務処理の機能確認及び業務習熟訓練も併せて実施することとしています。関連省庁システム業務に係る総合運転試験については、下記のとおり期間限定（3日間）（貿易管理サブを除く）での実施となりますが、本実施要領の内容に基づきご参加ください。

なお、本実施要領は総合運転試験実施要領の補足編となりますので、本編と併せてご利用ください。

2. 対象業務

関連省庁システム業務一覧表（別添資料）を参照してください。

3. 実施日程

実施日等については、次のとおりです。

	輸入食品監視支援 業務 (FAINS)	動物検疫検査手続 業務 (ANIPAS)	植物検疫検査手続 業務 (PQ-NETWORK)	貿易管理 サブシステム (JETRAS)
①実施日	2月2日（火） ～2月4日（木）	2月2日（火） ～2月4日（木）	2月2日（火） ～2月4日（木）	1月25日（月） ～2月5日（金）
②申請可能 時間	2月2日～2月3日 05:00～24:00 2月4日 05:00～12:00	2月2日～2月3日 05:00～24:00 2月4日 05:00～17:00	2月2日～2月3日 05:00～24:00 2月4日 05:00～17:00	1月25日 10:00 ～2月5日 19:00 各日 00:00～03:00 実施不可
③審査対応 時間	2月2日～2月3日 09:00～15:00 2月4日 09:00～12:00	2月2日～2月4日 13:00～17:00	2月2日～2月4日 10:00～17:00	/
④問合対応 時間	2月2日～2月3日 10:00～16:00 2月4日 10:00～14:00	2月2日～2月4日 09:00～16:00	2月2日～2月4日 09:00～17:00	NACCSの問合対 応時間に同じ
⑤システム 日付等	実施日・時刻に同じ	実施日・時刻に同じ	実施日・時刻に同じ	実施日・時刻に同じ

※申請可能時間帯等については変更の可能性があります。変更がある場合は、府省共通ポータルホームページにてお知らせいたします。

4. 関連省庁システム業務実施時における留意事項

(1) 関連省庁システム業務とリンクした輸入申告等

前記3. の日程以外は、他法令関連業務は実施できません。輸入申告等において関連省庁システム業務とリンク処理を行う場合は、上記日程の間に実施ください（上記日程以外でリンク処理を行った場合場合はエラーになります。）。

(2) 移行データにおける関連省庁システムデータの取扱い

総合運転試験フェーズⅢの開始に先立ち、平成22年1月23日（土）22時時点で現行Air-NACCSに登録されているデータを次期Air-NACCS総合運転試験環境に移行します（詳細につきましては、次期Air-NACCS総合運転試験実施要領フェーズⅢ（50ページ）をご参照ください。）。

ただし、ANIPAS及びPQ-NETWORのデータについては移行されませんので、リンクしている輸入申告等については後続の業務は行えず、また、税関からの処理結果等も送信されません。

また、FAINSのデータについては、平成22年1月23日（土）22時時点で現行FAINSに登録されているデータを次期FAINS総合運転試験環境に移行しますが、リンクしている輸入申告等については、後続業務は行えず、また、税関からの処理結果等も送信されません。

(3) 検疫所への届出等（FAINS）

- ① 総合運転試験時に実施する食品届出業務については、特段の制限はありません。ただし、検疫所からの結果通知については、時間の制約上行えない場合がありますので、あらかじめご承知願います。
- ② 全国から届出された検査に係る数件について、検疫所から連絡書、検査命令書の送信を行います。
- ③ 次期FAINSが提供する業務を実施するためには、パッケージソフトのバージョンアップが必要となります。フェーズⅢ実施までの間に改めてバージョンアップについてお知らせいたしますので、確実にバージョンアップを実施してください。

(4) 動物検疫所への申請等（ANIPAS）

現在、ANIPAS関連業務についてはWebにより申請いただいておりますが、Air-NACCS更改後はNACCSパッケージソフトを利用して実施いただくこととなります。このため、総合運転試験においてもNACCSパッケージソフトを利用して業務入力を行ってください。

なお、業務入力にあたって、以下のとおり利用可能なコードについて制約させていただきますので、十分にご留意願います。総合運転試験実施時に必要となる下記のコードについては、別途、動物検疫所からお知らせいたします。

- ① 輸入畜産物：使用可能な「保管場所コード」を指定いたします。
- ② 輸入犬等：使用可能な「到着港コード」を指定いたします（動物検疫所から輸入犬等の事前届出情報を提示し、その情報を元に輸入犬等の申請を行っていただきます。）。
- ③ 輸入動物：使用可能な「係留検査場所コード」を指定いたします（動物検疫所から輸入

動物の届出情報を提示し、その情報を元に輸入動物の申請を行っていただきます。)

④ 輸出畜産物／犬等／動物：申請先の「動物検疫所コード」を指定いたします。

(5) 植物防疫所への申請等 (PQ-NETWORK)

総合運転試験時に実施するPQ-NETWORK関連業務については、特段の制限はありませんが、申請時に入力する植物防疫所コード、業務担当コードについては、以下のコードのみをご利用ください。

① 申請先植物防疫所コード:「000」

② 業務担当コード:「00」

(6) 貿易管理サブシステム手続き業務について (JETRAS)

本総合運転試験では、輸出入者によるライセンス申請に係る試験は、上記3. ②の時間帯にて試験実施可能です。

ただし、経済産業省からライセンス番号の通知は行いませんのでご留意願います。

また、上記ライセンス申請に係るライセンス番号の通知が行われないことから、通関業者による裏書登録の試験を行うことができません。

裏書業務に係る試験については、現行JETRASでライセンス登録されている情報を総合運転試験環境に移行しますので、当該ライセンスに対する裏書業務を行ってください。

(7) 関連省庁システム業務に係る業務仕様等

関連省庁システム業務については、業務仕様の変更等が行われますので、あらかじめ関連省庁システムの業務仕様書等により確認願います。

なお、関連省庁システムの各業務仕様書等につきましては、府省共通ポータルホームページからも入手できますのでご利用ください。また、詳細につきましては、各関係省庁窓口にお問い合わせください。

※ 府省共通ポータルホームページ⇒<http://www.fusho-portal.com/>

5. 関連省庁システム業務の実施方法

(1) 関連省庁システム業務を単独で行う場合

① 関連省庁システム業務の事項登録を行った後、届出・申請等の業務を行ってください。

② 届出・申請等を行った場合、検疫所（食品）、動物検疫所及び植物防疫所（以下「検疫所等」という。）において前記3. ③の間に可能な限り審査を行うことになっています。

この審査が行われたものについて、帳票が出力されますので、通関業者等は内容の確認を行ってください。

③ 関連省庁システム業務で出力された帳票については、検疫所等への提出は不要です。ご利用者で、適宜、処分してください。

④ 適宜、照会業務等も行ってください。

(2) 輸入申告等と関連省庁システム業務のリンク付けを行う場合

通関業者の場合、他法令関連業務を単独で行えるほか、輸入申告と関連省庁システム業務とをリンク付けして業務を行うことも可能です。

実施方法は、前記（１）に準じて行ってください。

なお、この場合、輸入申告事項登録業務及び関連省庁システム業務の事項登録業務の際、リンク付けを行う旨の入力も併せて行ってください。

6. 異常時の対応

NACCSパッケージソフトの入出力画面及び出力された処理結果電文の内容等が業務仕様書と異なる場合など、異常を発見した際には、NACCS業務についてはNACCSセンターヘルプデスク、業務課地域サービス課または各事務所へ、関連省庁システム業務については「検疫所等」へお知らせください。

（注）関連省庁システム業務についてのお問合せは、前記3. ④の間でお願いします。

関連省庁システム業務一覧表

輸入食品監視支援業務（FAINS）

業務コード	業務名（処理名）
I F A	食品等輸入届出事項登録
I F B	食品等輸入届出事項呼出し
I F C	食品等輸入届出
I F D	食品等輸入届出変更事項呼出し
I F A 0 1	食品等輸入届出変更事項登録
I F C 0 1、I F E	食品等輸入届出変更
R I F	食品等輸入届出控再出力
I I F	食品等輸入届出情報照会
C F B	部分届出済要求呼出し
C F B 0 1	部分届出済要求入力
I F G	事前届出搬入連絡呼出し
I F G 0 1	事前届出搬入連絡入力

植物検疫検査手続業務（PQ-NETWORK）

業務コード	業務名（処理名）
I P A	輸入植物検査申請事項登録
I P B	輸入植物検査申請事項呼出し
I P C	輸入植物検査申請
I P I	輸入植物検査申請一覧照会
I I P	輸入植物検査申請個別詳細

動物検疫検査手続業務（ANIPAS）

業務コード	業務名（処理名）
輸入畜産物関連業務	
I L A	輸入畜産物検査申請事項登録
I L B	輸入畜産物検査申請事項呼出し
I L Y	輸入畜産物回送申請事項呼出し
I L C	輸入畜産物検査申請
I L I	輸入畜産物検査申請一覧照会
I I L	輸入畜産物検査申請情報照会
I S S	輸入畜産物検査申請在庫状況呼出し
輸入動物関連業務	
I O A	輸入動物検査申請事項登録
I O B	輸入動物検査申請事項呼出し
I O Y	輸入動物検査申請事項呼出し(届出情報利用)
I O C	輸入動物検査申請
I O I	輸入動物検査申請一覧照会
I I O	輸入動物検査申請情報照会
輸入犬等関連業務	
I Q A	輸入犬等検査申請事項登録
I Q A 0 1	輸入犬等検査申請事項登録(試験研究用)
I Q B	輸入犬等検査申請事項呼出し
I Q Y	輸入犬等検査申請事項呼出し（届出情報利用）
I Q C	輸入犬等検査申請
I Q I	犬等輸出入検査申請一覧照会
I I Q	輸入犬等検査申請情報照会
輸出畜産物関連業務	
E M A	輸出畜産物検査申請事項登録
E M B	輸出畜産物検査申請事項呼出し
E M C	輸出畜産物検査申請
E M I	輸出畜産物検査申請一覧照会
E I M	輸出畜産物検査申請情報照会
輸出動物関連業務	
E O A	輸出動物検査申請事項登録
E O B	輸出動物検査申請事項呼出し
E O C	輸出動物検査申請
E O I	輸出動物検査申請一覧照会
E I O	輸出動物検査申請情報照会

輸出犬等関連業務	
EQA	輸出犬等検査申請事項登録
EQB	輸出犬等検査申請事項呼出し
EQC	輸出犬等検査申請
EIQ	輸出犬等検査申請情報照会

貿易管理サブ手続業務（JETRAS）

業務コード	業務名（処理名）
申請受付業務	
JAA	新規・訂正申請
JAB	補正申請
JAC	取下げ申請
JAD	再発行申請
JAM	添付書類マスタ照会
JAF	添付書類追加
JAP	進捗状況照会
JAG	送付済み申請書取得
通関業者指定業務	
JCA	通関業者指定
JCI	指定済み通関業者照会
JCC	指定済み通関業者解除呼出し
JCC01	指定済み通関業者解除
申告事項情報業務	
JTE	輸出申告事項情報取得
JTI	輸入申告事項情報取得
ライセンス照会業務	
JTS	ライセンス情報照会
裏書業務	
JTB	裏書情報呼出し
JTA01	裏書情報登録（輸出）
JTA02	裏書情報登録（輸入）
JTA03	裏書情報登録（事前確認（魚介類））
JTA04	裏書情報登録（事前確認（ワシントン））
JTU	裏書情報照会
JTC	裏書取消情報呼出し
JTC01	裏書取消

総合運転試験実施要領

目次

第1章 はじめに.....	1-3
第2章 目的.....	2-4
第3章 実施期間.....	3-4
第4章 試験対象.....	4-4
1. 対象者.....	4-4
2. 検疫所利用拠点.....	4-5
3. 対象業務.....	4-6
3.1 試験対象業務.....	4-6
3.2 バッチ処理の起動タイミング（・アプリケーション配布を除き管理者のみ）.....	4-6
第5章 試験観点.....	5-7
1. FAINS機能の確認.....	5-7
2. FAINS-R機能の確認.....	5-7
3. 法令検索機能の確認.....	5-7
4. 管理者用機能の確認（管理者のみ）.....	5-7
5. NACCS及び府省ポータルシステムと連携する機能確認（Airのみ）.....	5-7
6. 端末操作習熟訓練.....	5-7
7. 故障時等の連絡ルート確認（管理者のみ）.....	5-7
8. バッチ処理の確認（管理者のみ）.....	5-7
9. その他機能の確認.....	5-7
第6章 試験実施環境.....	6-8
1. 環境作成の方針（管理者のみ）.....	6-8
2. 他システムとの接続イメージ.....	6-8
3. 使用マシン.....	6-9
4. 各種テーブル／CSF等の情報（管理者のみ）.....	6-9
第7章 問い合わせ対応.....	7-10
1. 連絡ルート.....	7-10
2. 受付窓口及び受付時間帯.....	7-10
3. 調査依頼の起票.....	7-11
4. 不具合発生時の対応.....	7-11
第8章 その他留意事項.....	8-11
第9章 総合運転試験実施に向けてのお願い事項.....	9-12
1. 全般.....	9-12
2. 端末関連.....	9-12

第1章 はじめに

輸入食品監視支援システム 4次開発の総合運転試験について、概要を提示する。

第2章 目的

本試験は、新しいシステムが備えている機能や性能などを各利用者にて確認するため実施する。また、連携する Air-NACCS および府省共通ポータルシステムと実施タイミングを合わせて実施する。府省共通ポータルシステムと連携する Air-NACCS の接続及び次期 FAINS 稼働時を想定し、試験的に稼働後のシステム環境を利用者に提供することにより、各府省システムの業務等が適切に実施できることを利用者自ら確認すること、併せてシステムの操作・運用の習熟を目的とする。

第3章 実施期間

本試験の実施期間は、平成 22 年 2 月 2 日（火）10:00～平成 22 年 2 月 4 日（木）17:00 とする。

- NACCS 利用者の試験実施期間は、2 月 2 日（火）10:00～2 月 4 日（木）17:00 とする。

詳細を、「図 3-1 総合運転試験スケジュール」に示す。

日付	2/2(火)																								2/3(水)																								2/4(木)																							
時刻	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
オンライン起動時間	←																								←																								←																							
本省 RT実施時間	←																								←																								←																							
検疫所 RT実施時間	←																								←																								←																							
登録検査機関 RT実施時間	←																								←																								←																							
NACCS利用者※ RT実施時間	←																								←																								←																							
問い合わせ対応時間	←																								←																								←																							

図 3-1 総合運転試験スケジュール

<補足説明>

- 2 月 2 日（火）～2 月 4 日（木）のオンライン開始時刻は、05:00(通常運転) とする。
- 2 月 2 日（火）～2 月 3 日（水）のオンライン終了時刻は、翌日 04:00（通常運転）とする。
- 2 月 4 日（木）のオンライン終了時刻は、当日の 17:00（前倒し終了）とする。
- 問い合わせ対応時間は、試験期間中の 10:00～17:00 とする。
- NACCS はシステムメンテナンスのため、各日 0:00～3:00 は実施できない。
- 2 月 2 日（火）～2 月 3 日（水）の審査対応時間は 15:00 まで、問合対応時間は 10:00～16:00、また、2 月 4 日（木）の審査対応時間は 12:00 まで、問合対応時間は 10:00～14:00 とする。

第4章 試験対象

1. 対象者

本試験に参加可能な利用者を「表 4-1 総合運転試験対象利用者」に示す。

表 4-1 総合運転試験対象利用者

利用者	利用システム				業務実施ルート		備考
	FAINS	FAINS-R	法令検索	その他	FAINS	NACCS	
本省	○	○	○		○		
検疫所	○	○	○		○		
登録検査機関	○				○		
NACCS 利用者※	○					○	
管理者	○	○	○	○			対象業務 ①FR-DEL ②CSF メンテナンス ③CSF 参照業務

※Air-NACCS 利用者のみ。なお、NACCS 利用者には、現行システムにおける輸入者端末利用者であり、次期に NACCS 端末利用者となる利用者を含む。また、登録検査機関については実施可能な環境が整った場合参加可能。

2. 検疫所利用拠点

本試験に参加する利用拠点を「別紙 4-1 FAINS 4 次開発 総合運転試験実施対象拠点一覧」に示す。

3. 対象業務

3.1 試験対象業務

基本的に全業務を試験実施対象業務とする。概要を以下に示す。

- 本省利用者：FAINS 業務、FAINS-R 業務、法令検索
 - 検疫所利用者：FAINS 業務、FAINS-R 業務、法令検索
 - 登録検査機関利用者：FAINS 業務
 - NACCS 利用者：NACCS 業務（IFA、IFC 業務等）
 - 管理者：FAINS 業務、FAINS-R 業務、法令検索、FR-DEL、CSF メンテナンス、CSF 参照業務
 - バッチ：CSF 再編成（NACCS 関連 CSF、FAINS 固有 CSF）、不要データ削除、SANCRT、集計処理
 - その他：メール機能、共有フォルダ、アプリケーションの配布
- NACCS 利用者には、現行の輸入者端末利用者であり次期に NACCS 利用者となる者を含む。
- SANCRT は、府省 P 側で対応予定無し。（試験対象外）
- 詳細な業務内容は 2009 年 12 月 25 日付食安検発 1225 第 1 号「次期 Air-NACCS 及び輸入食品監視支援システム（FAINS）総合運転試験に伴う対応について」を参照のこと。

3.2 バッチ処理の起動タイミング（・アプリケーション配布を除き管理者のみ）

バッチ処理の起動タイミングについて、概要を以下に示す。

- 集計処理
2 月 3 日の夜間帯で実施する。
- 不要データ削除処理、CSF 再編成処理
2 月 2 日（火）、3 日（水）に実行する。2 月 4 日（木）は 17:00 で試験終了となるため、実施しない。
- SANCRT
SANCRT 組み込み処理は府省共通ポータル側が対応されない予定であるため、実施しない。（ただし、データベースに登録されている情報の参照は可能）
- 現行 FRDEL
夜間帯でのデータ削除処理は実施しない。（FRDEL による登録は可能）
- アプリケーション配布
アプリケーションの配布は 2 月 3 日の 5：00 に実施する。
※次期 FAINS では、プログラム配布及びインストールの自動化をするにあたり、そのリハーサルを実施。

第5章 試験観点

本試験における、試験観点を以下に示す。

1. FAINS 機能の確認

- 4次開発にて追加・変更された機能の確認

2. FAINS-R 機能の確認

- 4次開発にて追加・変更された機能の確認
(2/2～2/3日に実施する集計業務は22年1月末までの集計データ参照が可能、2/4日に実施する集計業務は22年2月3日までの集計データが参照可能となる予定)

3. 法令検索機能の確認

- 法令集再作成に伴う、法令集の内容確認（登録内容は最新のコンテンツではない）

4. 管理者用機能の確認（管理者のみ）

- FR-DELの機能及び仕様の確認
- CSFメンテナンスツールの機能及び仕様の確認
- CSF参照業務の機能及び仕様の確認

5. NACCS及び府省ポータルシステムと連携する機能確認（Airのみ）

- NACCS／府省P経由の機能の確認
- 府省PとのCSFデータの連携確認（NACCS側でファイル作成した場合のみ、試験対象）

6. 端末操作習熟訓練

- 端末操作、運用の習熟訓練
※昨年12月17日、18日に実施した研修資料を参照（Yドライブ）

7. 故障時等の連絡ルート確認（管理者のみ）

- 故障が発生した場合の調査依頼ルートの確認

8. バッチ処理の確認（管理者のみ）

- 不要データ削除処理の正常終了確認
- CSF再編成処理の正常終了確認
- 集計処理の正常終了

9. その他機能の確認

- メール機能の確認
- アプリケーションのバージョンアップ時の動作確認

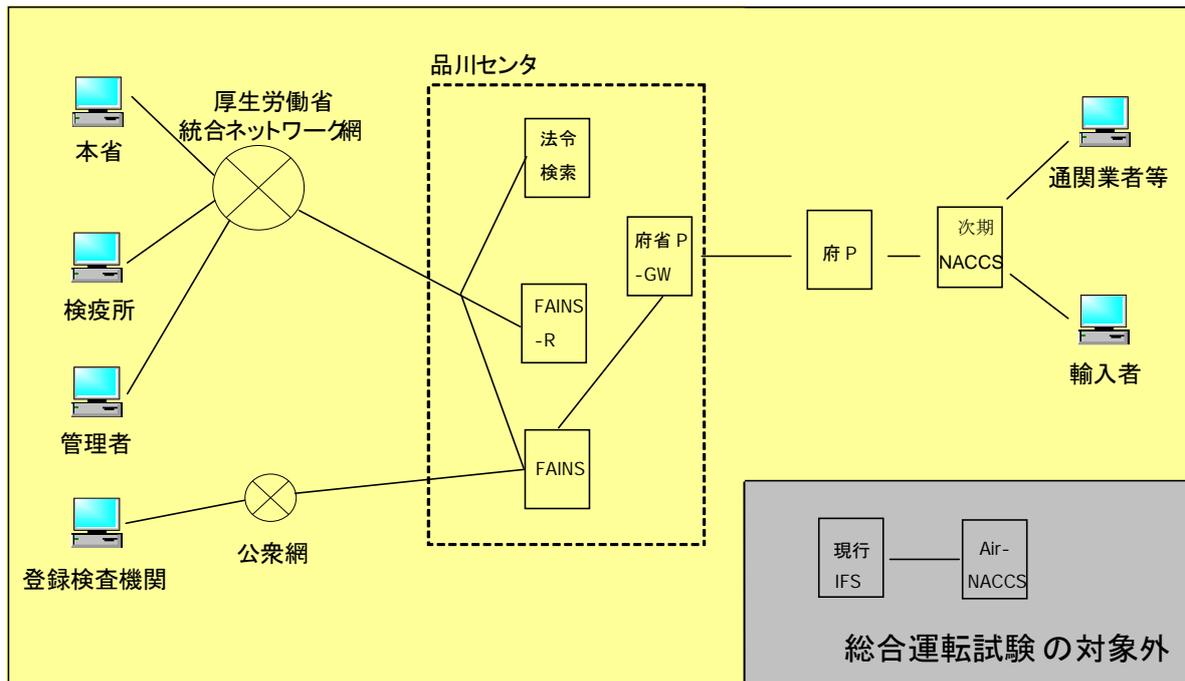
第6章 試験実施環境

1. 環境作成の方針（管理者のみ）

総合運転試験用の環境作成に合わせて、移行リハーサルを実施する。1月23日（土）（24日は予備）22:00に現行 FAINS の本番（商用）環境より移行対象データを取得し、1月28日（木）、29日（金）に、次期 FAINS の本番（商用）環境に組み込む。（NACCS も同様）

2. 他システムとの接続イメージ

NACCS 及び府省 P 等の他システムとの接続イメージを「図 6-1 総合運転試験 他システムとの接続イメージ」に示す。



※厚生労働省統合ネットワーク網は v 4 システムネットワーク業者が決定しない場合、現行 FAINSv3 システムのネットワークを使用すること。

図 6-1 総合運転試験 他システムとの接続イメージ

3. 使用マシン

本試験で使用するセンター側マシンは、次期 FAINS の本番（商用）環境を使用する。

クライアント側のマシンについては、各利用者が用意することとする。

なお、端末導通の確認は 1 月 28 日、29 日に実施するので各利用者は端末保守業者と連絡調整を行うこと。

4. 各種テーブル／CSF 等の情報（管理者のみ）

(1) システム時間、日時

カレンダー通りの日時とする。

(2) 届出テーブル環境

1 月 23 日（24 日は予備）に取得する現行 FAINS のデータを移行仕様に基づき変換して次期システムに登録する。

(3) 蓄積テーブル環境

1 月 23 日（24 日は予備）に取得する現行 FAINS の 2009 年分データを移行仕様に基づき変換して次期システムに登録する。

(4) FAINS-R 用 DB（FAINS-R 検索用 DB／集計用 DB）

1 月 23 日（24 日は予備）に取得する現行 FAINS の 2009 年分データを蓄積テーブルに登録した後、FAINS-R 用 DB データを新規に作成する。

(5) SANCRT テーブル環境

1 月 23 日（24 日は予備）に取得する現行 FAINS のデータを、そのまま登録する。

(6) CSF テーブル環境

A. お客様新規作成分

お客様より受領する CSF メンテナンス用ファイル（1 月 18 日期限）を組み込む。

B. NACCS/府省 P からの受領分

総合運転試験環境構築時に、NACCS より受領し（1 月 18 日期限）登録する。

C. 移行対象分

1 月 23 日（24 日は予備）に取得する現行 FAINS の CSF データを組み込む。

(7) その他

メール情報・共有フォルダの情報は本試験においては移行対象外につき、情報は登録されません。

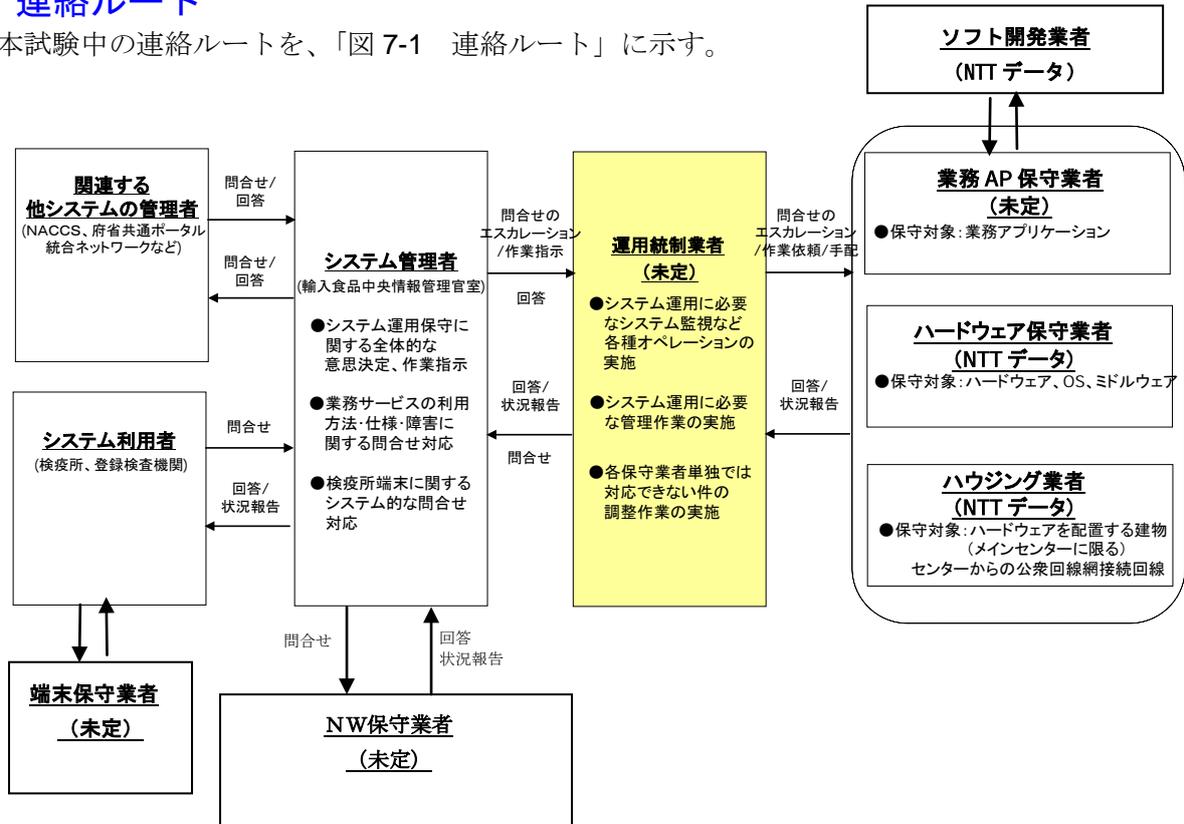
(8) 法令検索システム

開発中に受領した擬似データを登録する。

第7章 問い合わせ対応

1. 連絡ルート

本試験中の連絡ルートを、「図 7-1 連絡ルート」に示す。



※端末及び拠点ネットワークの保守は、システム利用者にて対応する

図 7-1 連絡ルート

2. 受付窓口及び受付時間帯

本試験実施期間中の各業者の問い合わせ先は、以下に示す「表 7-1 受付窓口・受付時間帯一覧」の通りとする。なお、端末保守業者については各検疫所により異なるため未記入。

表 7-1 受付窓口・受付時間帯一覧

項番	役割	会社名	連絡先	対応時間
1	端末保守業者			
2	ソフト開発業者	NTT データ	03-6717-8108	10:00-17:00
3	業務 AP 保守業者	中央情報管理官	045-701-9486	10:00-17:00
4	ハード保守業者	NTT データ	03-6717-8106	10:00-17:00
5	ハウジング業者	NTT データ	03-6717-8106	10:00-17:00
6	運用統制業者	中央情報管理官	045-701-9486	10:00-17:00
7	NW 保守業者	中央情報管理官	045-701-9486	10:00-17:00

3. 調査依頼の起票

本試験で不具合が発生した場合、調査依頼書（「別紙 8-1 調査依頼書サンプル」参照）を起票し、メールにて中央情報管理官へ提示すること。また、総合運転試験で発生した不具合であることが分かるよう、メールの題名には、【R T】と記入すること。

4. 不具合発生時の対応

不具合等の調査を実施するにあたって、NTT データが直接利用者の方に電話をおかけして、事象の確認等を行う場合がある

第8章 その他留意事項

- 本試験期間中に重大な障害の発生からシステムの運用に支障をきたすと判断した場合、試験を中止する場合がある。

第9章 総合運転試験実施に向けてのお願い事項

1. 全般

- 試験実施においては、実運用を想定した業務の流れに沿って行うこと。
- 総合運転試験では、数多くデータを投入する事が重要となることから、可能な限り、データの投入を行うこと。
- 本試験期間中に出力された帳票類は、サービス開始後の帳票類と混同することのない様、充分注意すること。
本試験中に出力される AIR-NACCS 帳票は、本番運用と混同することのないよう、背景に薄く「TESTTEST…」と印字されます。なお、FAINS 側に出力される帳票においては、出力されないため留意願います。
- 登録した情報（届出情報、メール情報、共有サーバ情報）は、全て本試験後に削除されます。
- 本試験において登録した情報（届出情報、メール情報、共有サーバ情報）は、全て本試験後に削除され、次期システムには反映されません。

2. 端末関連

- 端末導通確認の実施(1月28日)までに、端末の環境セットアップ(FAINSクライアント、FAINS-Rクライアント等のインストール及びネットワークの設定等)を完了させておいてください。
- ラベルプリンタ及びバーコードリーダを次期システムでも継続して使用する場合は、事前にそれら機器への設定をお願いします。